

岩手・柳之御所跡

所在地 岩手県西磐井郡平泉町字柳之御所

2 調査期間 第二八次調査 一九九〇年(平2)四月~一月

3 発掘機関 勝手岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター

4 調査担当者 三浦謙一

5 遺跡の種類 居館跡

6 遺跡の年代 一二世紀後半

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(一) 関

現在、一閑遊水地・一般
国道四号線平泉バイパス建設に伴う緊急調査が一九八八年度から一九九三年度ま

柳之御所跡は、一二世紀末から一二世紀末までのほぼ一〇〇年にわたって陸奥や出羽を支配した平泉藤原氏の初代清衡、二代基衡の居館跡と伝えられると同時に、『吾妻鏡』に現れる平泉館に相当し、政府として機能していたことが推定される遺跡である。

現在、一閑遊水地・一般

での予定で進められている。残存する一〇万m²のうち四万m²が対象になり、一九八八年度の第二一次調査、一九八九年度の第二三次調査、一九九〇年度の第二八次調査で約一・八万m²を調査している。

なお、一九八九年からは、平泉町教育委員会が同じ調査区の北部を

併行して調査している。

遺跡は北上川西岸の低位河岸段丘の縁辺部に立地する。南半は、標高二二mの低い面に外郭になる堀をめぐらし、より高い標高二五・二七mの面を居住域にする。堀に囲まれた範囲の面積は六・一万m²である。居住域の主な遺構は掘立柱建物・井戸・土坑・溝などであり、とくに、第二八次調査では、園池およびそれと一体になる中

心建物群が、堀に囲まれていると推定される範囲に検出され、遺跡の中核部としての「場」の使われ方が具体的に明らかになっている。出土遺物は、概算で九トンほどの皿形あるいは杯形の「かわらけ」が主体をしめるほか、中国陶磁器・国産陶器・瓦・木製品・織維製品・金属製品・石製品・土製品・骨角製品・ガラス・動植物遺体などがある。種類・数量とも豊富であると同時に質の高い内容をもつもので、柳之御所跡の研究がさまざまな分野から行なわれることを可能にしている。

ここに紹介する墨書折敷は第二八次調査で出土した。墨書折敷は四点、その表裏八面中七面に文字が書かれている。いずれも底板だけが残っているが、残存する小孔から櫻皮紐で綴合させた側板を伴

つていたことが推定できる。(1)(3)は完形、(2)はほぼ完形、(4)は割れた状態で出土し、接合復原したものの、一辺を欠いている。

出土地点は、(1)～(3)が井戸二八SE一六、(4)が同二八SE二である。二基の井戸は遺跡の中枢部と推定される区域の中心建物群となるような位置あるいはその周辺に存在し、付近には、さらに一二基の井戸が検出されている。井戸はすべて素掘りの状態で検出され、井桁や井戸側は遺物としても出土していない。

二八SE一六は、開口部が一・五×一・六mの不整方形で、深さが三・三mである。開口部より一m下のところで一・二×一・四mの方形になり、底部に達する。埋土は、上部が黄褐色シルトや粘土・褐灰色土で、かわらけ片や礫を多量に含む人為的な堆積物の層相を示し、その下位が灰色～オリーブ黒色の粘土である。多くの遺物が出土するが、とくに、かわらけの完形品や木製品が開口部下位一・三mから多量に出土しはじめ、下位二・二m付近まで多い。(1)と(3)はほぼ同レベル、(2)はこれよりも四五cm下位から出土した。

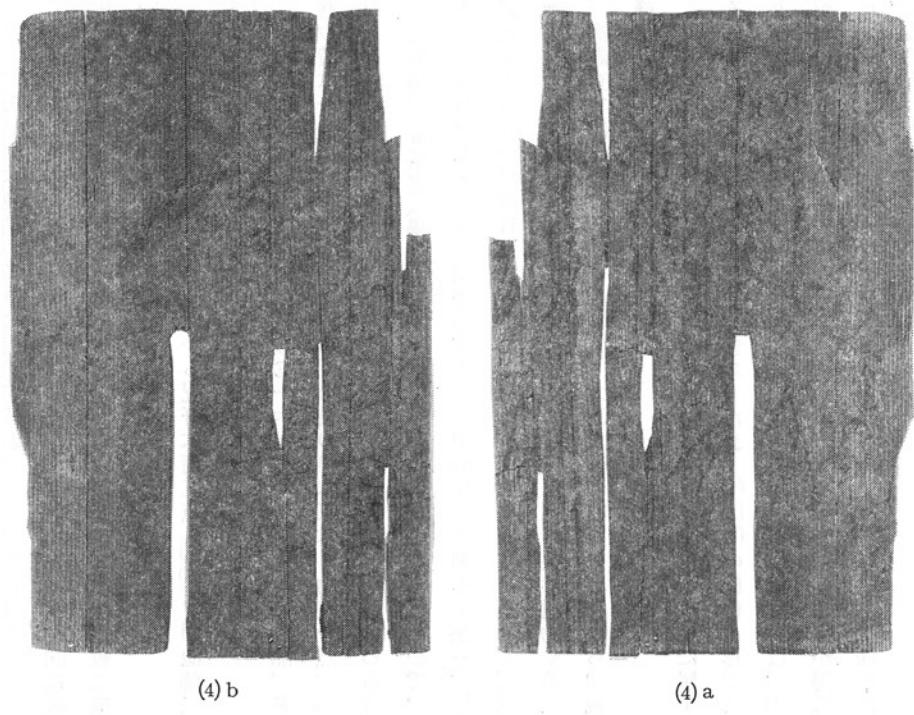
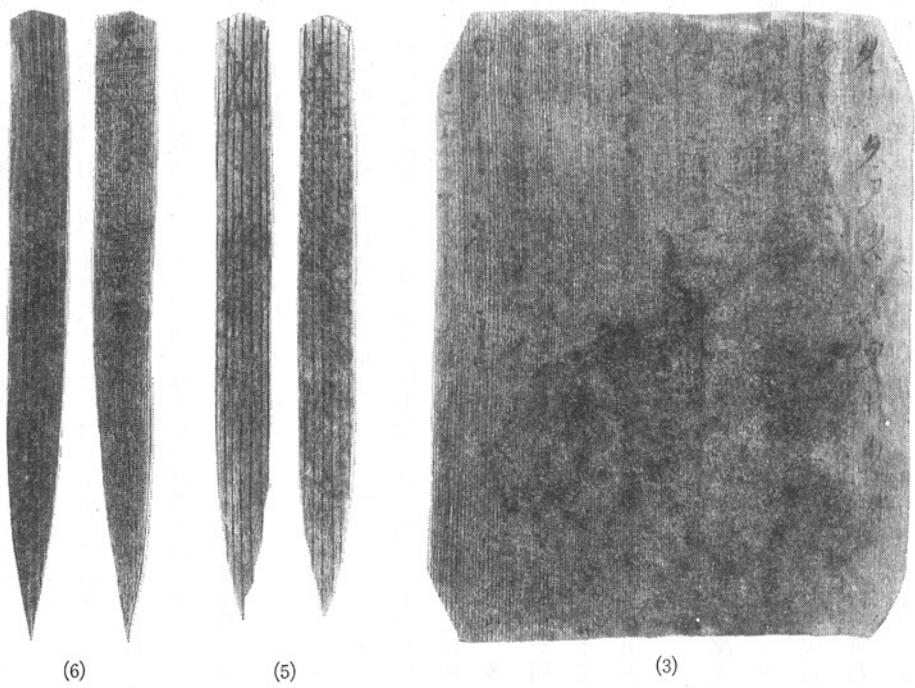
二八SE二は、開口部が一・六×一・九mの不整方形で、深さが四mである。開口部より一・六m下のところで〇・九×一・一mの隅丸長方形になり、底部に達する。埋土は、上部が浅黄色や灰黄褐色のシルトや粘土で、大量のかわらけ片や礫を含む人為的な堆積物の層相を示し、その下位が灰色～オリーブ黒色の粘土である。かわ

らけの完形品や木製品が多量に出土するが、主に、開口部下位二・二mから二・九mの層位に多く、(4)は、二・二～二・六mの間に破片として分布していたものである。なお、寢殿造の建物を折敷に描いた墨画(後掲)も同じ層位から出土している。

墨書折敷の他、二八SE一六から呪符木簡二点(5)(6)、園池跡二三SG一から将棋の駒一点(7)が出土した。

その他の遺物としては、二八SE一六からかわらけの完形品、糸巻の横木一〇点とセット二組四本、糸巻の棹木三本・物差一点、小刀あるいは刀子の鞘三点、刷毛の柄一点、二八SE二からかわらけの完形品、筐塔婆(墨書なし)一点が出土した。それらのなかで、物差は全長三七・九cmの完形品である。中心を示す刻みを挟み、片面五寸ずつ計一尺の目盛りを刻んでいる。一寸平均は約三・七三五cmとなっている。数値は鯨尺に近いもので、上述の共伴遺物や第二次三次調査で出土した一寸平均が二・九三九cmの物差の存在から、裁縫尺と考えた。

墨書折敷と井戸は、下限を一一八九年とする一二世紀後半に属するが、土器などから推定できる。なお、(1)(2)(4)の樹種は杉であり、光谷拓実氏(奈良国立文化財研究所)による年輪年代測定では、(1)が一一三八年、(2)が一一五八年、(4)が一一四一年という結果が得られた。とくに、(2)と(4)は辺材部を残す試料であり、原木の伐採年に比較的近いものである。



墨書折敷は、(1)aと(1)bの一面が解読できている。(2)bは見解が分かれ、成案を得ていないし、(4)aは数語の単語が判読できるにすぎない。他の面は、現段階では、判読不能である。右に掲げた訳文は、入間田宣夫氏（東北大学）による。

(1)は表題が示すように、織物を給付するために書きとめた記録とする説が有力である。(1)aには、人名と染め色、狩衣・水干・袍・袴という衣装名、(1)bには、絹の品質と寸法・数量が表記される。その内容と共伴遺物である糸巻や裁縫尺は、周辺の井戸や園池から出土した遺物（熔解した金が付着した礫や金が内面に付着したこね鉢・原石を含む琥珀・自然銅・フィゴの羽口・鋼滓）と同等に位置づけられ、屏内部で繰り広げられた生産活動の一端を反映していることが考えられる。残る三点五面の解読は今後の課題である。その解読が進展すれば、折敷に墨書する行為でも、(1)の例とは別な側面が浮かび上がってくるであろう。

9 関係文献

・ 勝手岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター『岩手県埋蔵文化財発掘調査略報（平成2年度分）』（一九九一年）

・ 入間田宣夫「平泉柳之御所跡出土の折敷墨書を読む」（勝手岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター『紀要』XII 一九九一年）

・ 三浦謙一「柳之御所跡出土の墨書折敷」（勝手岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター『紀要』XII 一九九一年）

（三浦謙一）



寝殿造絵